≪警察署または運転免許センターでの手続き≫

1 運転免許証を自主返納したい方が、臼杵津久見警察署・豊後大野警察署等の警察署又は運転免許センターで「運転免許証」の自主返納手続きをして下さい。※代理申請は直接お問い合わせ下さい

必要なもの　運転免許証（有効期限内のもの）

免許が取り消されると「申請による運転免許の取消通知書」が交付されます

受付時間　大分県内の警察署（津久見幹部交番を含む）

平日　９時～12時、13時～16時

（平日のみ、祝日・年末年始休日除く）

運転免許センター　平日　１０時～１０時３０分（祝日除く）

日曜　１０時３０分～１１時（事前予約必要）

≪臼杵市役所での手続き≫

2 運転免許を自主返納されたご本人又は代理人が、臼杵市役所　市民課(臼杵庁舎)・市民生活推進課（野津庁舎）で「臼杵市運転免許自主返納支援事業」の申請をして下さい。

必要なもの
- ★ 1で交付された「申請による運転免許の取消通知書」
- ★ 取消となった運転免許証の写し又は健康保健証等の写し
- ★ 臼杵市運転免許証自主返納申請書（市役所窓口にて記入）

◇代理人が申請を行う場合は下記も必要です
- ★ 委任状（様式有。免許証を返納した方本人が署名したもの）
- ★ 代理人（受任者）の本人確認書類

申請期間　警察署で自主返納を行って９０日以内

① タクシー乗車券　②臼杵市コミュニティバス回数券　③大分県バス会社共通回数券

①～ ③の中から申請者が希望する乗車券・回数券を

合計１万円相当 支給します